平成２６年（再イ）第２号
広島県呉市東畑１丁目20番４号
再生債務者　松本　久惣
１　決議に付する再生計画案　平成26年６月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月23日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月23日まで
平成26年６月25日　広島地方裁判所呉支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１号
東京都町田市成瀬台３丁目８番地12ＪＯＹＨＯＵＳＥ104
再生債務者　池原　吉輝
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年６月25日　東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号
名古屋市名東区香坂1721番地　アネックス香坂107号
再生債務者　甲斐　健司
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月15日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第３号
大津市野郷原１丁目２番７号
再生債務者　柿原　正孝

防衛省共済組合定款の一部変更について

定款第２号
防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 26 年６月 24 日　防衛省共済組合代表者
防衛大臣　小野寺五典
別表（第３条関係）所在地の欄中「第６高射特科群内」を「第15高射特科連隊内」に改める。
附　則
この変更は、平成26年６月24日から施行し、同年３月26日から適用する。

１　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月22日まで
４　一般異議申述期間　平成26年８月５日から平成26年８月12日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再ロ）第１号
京都府京丹後市大宮町周枳1545番地の１
再生債務者　増田　正治
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成26年７月29日から平成26年８月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号
山形県東田川郡庄内町余目字梵天塚69番地３
エクセルハイツ202号
再生債務者　佐藤　綾子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月14日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年７月15日まで
平成26年６月24日　山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（再ロ）第１号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２５—504
再生債務者　戸川　久美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年６月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年７月15日まで
平成26年６月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月二十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年七月三日
広島県広島市中区竹屋町四番１七号
（甲）広島県中小企業共済協同組合
代表理事　林　恵介
広島県広島市中区竹屋町四番１七号
（乙）広島県火災共済協同組合
代表理事　林　恵介

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙のニュー・セントアンドリュースゴルフクラブ・ジャパン（栃木県大田原市福原二〇〇二番地所在）において営むゴルフ場事業及びホテル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
平成二十六年七月三日
栃木県大田原市福原二〇〇二番地
（甲）株式会社ロイヤルワールドゴルフ倶楽部　代表取締役　小池　正昭
東京都港区浜松町二丁目四番１号
（乙）オリックス・ゴルフ・マネジメント合同会社
代表社員　オーエックス・スリー合同会社
職務執行者　小池　正昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は、株式会社東山設計とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年七月三日
仙台市青葉区国分町一丁目八番１四号
合資会社東山設計室
代表社員　東山　圭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年八月六日であり、組織変更後の商号は株式会社山常とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年七月三日
名古屋市西区城西四丁目五番一五号
合資会社山常畳店
代表社員　山田　勇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年七月三日
兵庫県西宮市今津真砂町１番１１—九一八号
合同会社神弘
代表社員　神木　隆弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年七月三日
福岡市博多区博多駅前三丁目九番１号
合同会社リエスコ
代表社員　鶴田　純一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は、株式会社東山設計とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第７期（2013年度）決算公告

2014年６月30日
東京都千代田区神田司町二丁目９番地
大塚チルド食品株式会社
代表取締役社長　西岡　工

貸借対照表の要旨（2014年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	342,442
	固定資産	2,760
	合計	345,202
負債及び純資産の部	流動負債	1,720,549
	株主資本	△1,375,346
	資本金	200,000
	利益剰余金	△1,575,346
	（その他利益剰余金）	(△1,575,346)
	（うち当期純損失）	(35,371)
	合計	345,202